

平成23年第4回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成23年12月2日 午前10:00

○散 会 午前11:52

○出席議員（20名）

| | | |
|----------------|---------------|---------------|
| 1 番 中 川 光 博 | 2 番 大 谷 貞 廣 | 3 番 児 玉 春 雄 |
| 4 番 藤 原 幸 作 | 5 番 菅 原 理 恵 子 | 6 番 澤 井 昭 二 郎 |
| 7 番 菅 原 久 和 | 8 番 伊 藤 栄 悦 | 9 番 戸 田 俊 樹 |
| 10 番 佐 藤 義 久 | 11 番 小 林 悟 | 12 番 岡 田 曙 |
| 13 番 佐 藤 昇 | 14 番 藤 原 典 男 | 15 番 西 村 武 |
| 16 番 鈴 木 斌 次 郎 | 17 番 堀 井 克 見 | 18 番 藤 原 幸 雄 |
| 19 番 佐々木 嘉 一 | 20 番 千 田 正 英 | |

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

| | |
|--------------------------|------------------|
| 市 長 石 川 光 男 | 副 市 長 鑑 利 行 |
| 教 育 長 肥 田 野 耕 二 | 総 務 部 長 山 口 義 光 |
| 市民生活部長 根 一 | 福祉保健部長 鈴 木 司 |
| 産業建設部長 児 玉 俊 幸 | 水道局長 菅 原 龍 太 郎 |
| 教 育 部 長 鎌 田 雅 樹 | 会 計 管 理 者 川 上 護 |
| 企画政策課長 (部長待遇) 幸 村 公 明 | 総 務 課 長 藤 原 貞 雄 |
| 財 政 課 長 鈴 木 利 美 | 税 務 課 長 鈴 木 整 |
| 市 民 課 長 小 玉 優 子 | 生活環境課長 関 谷 良 広 |
| 追分出張所長 三 浦 喜 博 | 社会福祉課長 大 木 充 |
| 高齢福祉課長 小 玉 隆 | 健康推進課長 遠 藤 睦 子 |
| 産 業 課 長 伊 藤 清 孝 | 都市建設課長 渡 部 智 |
| 総務学事課長 館 岡 和 人 | 幼児教育課長 門 間 善 一 郎 |
| 生涯学習課長 菅 原 一 | スポーツ振興課長 菅 原 正 光 |

選挙管理委員会事務局長・
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成23年第4回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成23年12月2日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、12番岡田 曙議員、15番西村 武議員、19番佐々木嘉一議員の順に行います。

12番岡田 曙議員の発言を許します。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） おはようございます。傍聴者の皆さん、今日は寒いところ御苦労さまでございました。早朝より本当にありがとうございます。

12月の定例議会に一般質問の機会をいただきましてありがとうございました。

3月の11日、大震災以来、毎日のような暗いニュースが続いておりますけれども、この潟上市にちょっとした明るいニュースが飛んできました。というのも、11月の23日、全県の市町村対抗ふるさとCMコンテストが行われまして、その中に潟上市が審査特別賞を受賞なされましたことに本当にうれしいなと思いました。これを機会にして大いに潟上市をPRしていただければ幸いですと思ひまして、壇上でお話したところです。

それでは、私の通告文に従いまして一般質問を進めていただきたいと思いますと思ひますけれども、ご答弁の方、宜しく願いを致します。

最初に、潟上市には非常に踏切事故が発生しております。その点でこの問題を取り上げてみましたので、宜しく願い致します。

1つめとして、警報器、遮断機のない踏切の安全についてですけれども、潟上市は男鹿線と奥羽本線の鉄道路線が走っております。最近、安心して安全で渡れるはずの踏切で事故が多発しております。今年10月の18日、天王の棒沼台の通称「ばんじ踏切」で、男鹿線下り列車とワゴン車が衝突して、74歳の女性が亡くなりました。その後また11月11日には、70歳の男性が奥羽本線上り列車で人身事故に遭われまして、これも亡くなってしまいました。その後また11月16日には、宮の前踏切で女子高校生が亡くなって、本

当に痛ましい事故が発生しております。

警報器や遮断機のない踏切だと、細心の注意を払ったつもりでも前方不注意であったり、車の運転操作ミスなど、ちょっとした油断が大きな事故につながってしまいました。

私もその現場にちょっと行ってみましたところ、警報機や遮断機のない踏切周辺には往々にして雑草が生い茂ったり、木が大きくなって視界が非常に悪く、とても危険な感じがしました。

潟上市の踏切は、奥羽本線で14カ所、男鹿線は17カ所あって、遮断機のない踏切は男鹿線で2カ所あるそうでございます。昨年、県内の踏切事故では3件で、死者が2名でしたが、ちなみに潟上市は昨年はゼロでした。今年はまだ既にこの2カ月にわたりまして死者が3名も出ております。

事故の原因はいろいろあると思いますが、市民が安全で安心して渡れる踏切の確保や環境を整える必要があると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。また、遮断機のない踏切が廃止され、通行止めになった場合の生活道路などの対応の仕方についてもお尋ねを致したいと思います。

2点め、知的精神障害者の自立支援について。

今年9月の27日に障害者総合福祉法（仮称）ですけれども、骨格が提言されました。基本的な内容は、障害のない市民との平等と公平、そして障害の有り無しによって分け隔てない共生社会を実現することです。障害を持つ人が地域で自立をして生活を営む権利を持つための支援が本当の福祉と言えるのではないのでしょうか。障害者の一人ひとりが夢と希望を持って自立するための仕事を持ち、働く場を確保することによって、幸せを感じ取ることができると思います。

潟上市には、障害者が自立するための作業所、つくし苑が1カ所ありますが、1カ所だけでは、高等科を卒業し、親元から働きに出た場合、働ける作業所がないのが実情です。昨年、年老いた母と障害の子供を抱えた方が、市内に子供が働く作業所がなくて施設に母を預け、子供と一緒に市外に移ったという話が、これは事実でございます。

施設を開設するためには、政治上、制度上、いろいろなクリアをしなければならない問題があると思いますが、障害者やその家族の方々が潟上市を離れることなく地元の作業所で働くことができるよう、環境を整えるなど行政として力を貸してあげることではできないものではないかと思っております。

障害者の自立支援について市長はどのように考えているのかお聞かせください。

3つめ、心の問題を抱える子供たちへの対応についてです。

子供たちの未来に希望と夢を与えるため、教育現場では日々、子供たちを温かく見守り、きめ細やかで質の高い学びの実現に向け、努力されておることに対しては感謝申し上げます。

「いじめは反社会的行為」と、文科省は全国にいじめの定義を変えて、教育現場に意識改革を促しました。その結果、いじめの件数は年々減少の傾向にありますが、いまだに陰湿ないじめがなくなったわけではありません。事件が起こってからではその対応はいかに困難か、現場でも頭の痛い問題だと思います。

学校は、教師と児童が日々の問題を解決し、人間関係の基礎を学ぶための場所でもあります。登校してから下校するまでが、すべてが授業であります。子供たちには、学校が好きで毎日楽しく通ってもらいと願っておりますが、残念ながら潟上市内にも心の問題を抱え登校できない子供たちがおります。こうした心の問題を抱えている子供たちに対して、教育現場ではどのような対策を講じ、指導なされているのか。また、他の生徒たちへの指導をどのようにしているのか、教育長にお尋ねを致します。

以上、3点でございます。宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 改めておはようございます。傍聴者の皆さんも大変御苦勞さまでした。

12番岡田曙議員の一般質問の1つめ「警報機、遮断機のない踏切の安全について」お答え致します。

10月から11月にかけて3人の方が踏切事故により尊い命を失われたことに対し、哀惜の念に堪えません。

岡田議員もご承知のとおり、本市には男鹿線と奥羽本線の2つの鉄道路線が存在することから、必然的に踏切の数も他市町村に比べ多くなっております。

ご質問の1点め、市民が安全で安心して渡れる踏切の確保や環境を整える必要性につきましては、踏切はJRが管理する施設であることから、危険性が確認できるものはその回避を、雑草や樹木により視認性が失われているものはその環境の改善を今まで以上に要望してまいります。

2点めの「遮断機のない踏切が廃止され、通行止めになった場合の生活道路などの対応の仕方」につきましては、現在、遮断機のない踏切は先日事故のありました「ばんじ

踏切」と天王駅構内の「藤の家踏切」の2カ所となっています。この2カ所については危険性が大きいことから、廃止に向けた協議がJRから市に対しなされております。

しかしながら、この2カ所の踏切が廃止された場合、生活権を脅かされる市民も存在することから、JRに対し、安全な方法で生活権の確保がかなえられると確信された際に踏切廃止の協議に入りたいと回答しております。

今後、市としましても迂回路や側道等の位置付けや整備手法について地域住民や地権者との協議を実施し、よりよい解決策を見い出していきたいと考えております。

付け加えますが、JRが市の同意がないまま現行踏切を廃止することはないということを確認しております。

以上です。

○議長（千田正英） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 12番岡田曙議員の一般質問の2つめの「障害者の自立支援について」お答え致します。

現在、潟上市には障害者が自立するための自立支援法に基づいた作業所として潟上天王つくし苑がありますが、施設の開設には一定の基準を超える場合は事業主が県に事業所登録の必要があります。

市では、こうした施設の開設等の相談窓口として随時対応しております。

また、市では、障害者の自立支援として、創作的活動や生産活動の機会を提供する事業として「地域活動支援センター機能強化事業」を実施しております。

この事業は、社会との交流を促進し、自立した生活を支援することを目的に障害者施設や障害者法人等が実施する通所による事業実績がおおむね5年以上を有し、一日の利用者がおおむね10名以上の場合、市が事業者と委託契約をしているものです。現在、3施設と契約しております。

また、みどり学園などの特別支援学校を卒業する高等部の生徒については、高等部の1年生から職場体験学習を年2回ほど行っております。1回の体験学習で約2週間、会社や事業所に受け入れてもらっております。3年次において、生徒の希望や適正などを判断しながら、進学や就労を決定しているとのことでもあります。

市では、今後も特別支援学校や障害者福祉施設との連携を図りながら、生徒や親御さんが安心して生活できるよう、また、施設開所などの相談や情報提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 私から、3つめの「心の問題を抱える子どもたちへの対応について」お答え致します。

いじめや不登校を含めた心の問題を抱える子供たちへの取り組みの基本は、早期発見と早期対応であります。また、実態を正確に把握することにあることも事実です。

いじめは、どこの学校でも、どの子供にも起こり得るものであることを認識し、定期的に児童生徒から直接情報を聞く機会を設ける必要があります。

市内の各校では、いじめなどの生徒指導上の情報収集のためにアンケートや面談などを実施しております。情報を収集して早期の実態把握に努めておるところでございます。

実際にいじめ問題が発覚した場合の対応としては3つありまして、その1つめ、職員会議で事実の共有化を図る。2つめ、道徳や学級活動の時間でいじめ等に係る問題を取り上げる。3つめ、スクールカウンセラーや養護教諭を積極的に活用する。などの対応を取っておるところでございます。

昨年度の市の調査から、いじめ問題が発端となり不登校に発展した報告は認められませんでした。不登校になった原因は、複数の要素が関係し合って発生しています。不登校児童生徒への対応として、学校においては、研修会や事例検討会を通じて全教師で共通理解を図ったり、登校を促すために電話をかけたり、自宅まで迎えに行ったり、また、家庭訪問を行い、学習や生活面での相談に乗るなどの指導や援助を行っております。

いじめられた児童生徒に対しては、学級担任などが家庭訪問をし、場合によってはグループや席替えなどをするなどの対応を取っているところもございます。

不登校については年間30日以上欠席した児童生徒を「不登校」として定義しております。中学校入学をきっかけに欠席する生徒は増加しますが、小学校からの早期の対応が必要であることも事実です。小学校と中学校の連携が大切であると認識しております。

昨年度から、羽城中学校区の小学校および中学校において、不登校を未然に防ぐために、「独立行政法人 国立教育政策研究所」指定の「魅力ある学校づくり調査研究事業」に取り組んでおります。今年度は2年事業の最終年となっておりますが、その成果を市内全体で生かしていきたいと考えております。

今後は、いじめや不登校に対して、今まで以上に家庭との信頼関係を築き、また、その背景には発達障害や児童虐待もあり得ることに十分な配慮をし、適応指導教室やス

ペース・イオなどの関係諸機関とも連携をして、適切な指導と支援に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 12番、再質問ありますか。はい、12番。

○12番（岡田 曙） ご答弁の方、ありがとうございました。

1点めの警報機と遮断機のない踏切についてですけれども、市長からご答弁ありましたが、これ今、JRの管轄だっておっしゃいましたけれども、やはり先日、ばんじ踏切での事故ですけれども、私確認したところで、JRのことはJRだけれども、枕木ですか、非常にがたがたして脱輪するような状態でございましたので、そしてまた地権者の方々も自分の場所だといろいろと実のある木ですか、イチジクとか柿とか非常にこう植わさっていて、やはり視界が悪いような状態であったことを私は確認しております。どうかこの点について、やはり地権者と話し合いのもとにお願いしたいなど。環境整備してほしいなどということを一言、JRの方にもお話しただければありがたいと思っております。

それから、過去に、市長は御存じだと思いますけれども、国鉄からJRに移行したときに、この路線を一度廃止しております。というのも、やはり危険だということで廃止したと思いますけれども、そのときに天王町として細谷の方から農道を途中まで造った経緯があります。砂利を敷いてありますけれども、万が一ね、これJRにこういう事故がまた再発したり止めるようなことあれば、やはり生活している方もいらっしゃるの、やはりその過去のその道路を御存じだと思いますけれども、その迂回路ですか、迂回路なんかは今後そういうふうな調整とかできるものか。途中になってる関係のその処理問題をどのように対応していくかお話できればと思いますので、お願い致します。

それから、2つめの障害者の自立支援ですけれども、確かに今ご答弁されましたとおり、確かにいろいろこう開設するためのいろいろな問題、それからクリアしなきゃいけないことがたくさん数多くあるし、また、開設してる方も希望者の方もいらっしゃるということですけれども、やはりみどり学園の高等科を卒業なされた関係も、いろいろなつくし苑の方にやはり希望する方もいらっしゃるし、そういうところは嫌いだという子供さんもいらっしゃいます。この潟上市3万4,000人の人口の割合から障害者の方々も数多くいらっしゃると思いますけれども、どうか今後、また、施設を開設するの方々によく指導して、指導、開設できるように何とか宜しくお願いしたいと思います。今日多分

傍聴者の方にもその開設を望んで志を持っている方がいらっしゃると思いますので、再度もう一回確認のために宜しくお願い致します。

それから、心の問題を抱える子供たちの対応。

先日、私、小児学会の方に行きまして、大変とこの今子供たちが様々な問題を抱えている子供が増えているということですがけれども、今回、潟上市にはそういうふうな不登校の方がいらっしゃるというような話ですがけれども、やはり子供たちというのはいろいろな悩みで心を開かなければ支援できないのが現実ですがけれども、どうかこの後も、不登校でなくてもやはり様々な心の問題を抱える子供たちもおりますけれども、やはり地域、教育現場あるいは地域、保護者とやはり三者きちっと話し合いのもとに指導していただければありがたいと思いますので、どうか宜しく願いしたいと思います。

この点で、市長まずご答弁の方、宜しくお願い致します。踏切の件につきまして宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 岡田議員の再質問にお答え致します。

枕木の件、あるいは樹木視界の不良の点、あるいは迂回路の件ですが、年に1回、私と秋田の支社長と懇談の場を設けていますので、それらを踏まえて、それには設備部長とか総務部長とか偉い人も来ますので、それらについていろいろ情報交換をしておりますので、その節、よくお話しておきたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 障害者の自立支援の関係からですがけれども、それこそ、みどり学園あるいは栗田養護を卒園してくる方々がいるというふうなことで、その受け皿として、やはり規制も緩和されてますので、そうした施設がどんどん広がっていくということを市としても願っています。そういう意味で、この後もそういう情報提供に努めていきたいというふうに思います。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 先ほど、子供の心をできるだけ開いて、いじめ等々をなくしたいというお話だと思いますが、やはりいじめについては、あるいは不登校については早期発見、早期対応、このことをいかに進めていくかということが大事かと思います。そういう意味では、子供のメンタルサポートを大きなテーマとして推進する必要がある、このように考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 12番、再々質問ありますか。

○12番（岡田 曙） よろしいです。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって12番岡田 曙議員の質問を終わります。

次に、15番西村 武議員の発言を許します。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 皆さんおはようございます。また、傍聴者の皆さんも早朝より大変御苦労さまでございます。

それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

平成23年度第4回定例会において一般質問の機会を与えていただきました同僚議員に感謝を申し上げます。また、日頃、市政発展のためにご努力をなされております市当局の御労苦に対しましても、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて私は、さきに提出しておりました通告書に基づきまして順次質問をしたいと思っておりますので、市長をはじめ関係当局の誠意ある答弁を求める次第であります。

質問は、財政にかかわる3点について、また、災害にかかわる2点について伺いますけれども、はじめに（1）市税の落ち込みに対する対応策について伺います。

アメリカから端を発したリーマンショックで世界経済が同時不況になり数年が経過したが、一向に景気は回復せず、国も地方も大変厳しい現状であることはご承知のとおりと思います。

本市も例外でなく、財源の基礎となる市税の落ち込みが著しく、平成22年度の決算からも21年度と比較した場合、まず調定額で約6,800万円、収入済額で約8,350万円の減収で、決算は承認となっているが、今年度当初でも前年度比減額予算の計上であり、一般に市税は市の一番安定した財源であることは言うまでもありません。現段階では不足分は地方交付税などでカバーしているが、やがてカバーしきれない事態が到来するものではないかと危惧するところでございます。

市民約3万5,000人の福祉向上のためにも、恒久的見地から当局は現状をどのようにとらえ、その対応をお考えなのか、ご所見を伺います。

（2）各種団体に対する補助金の監査について伺います。

市が各種団体の事業に対し補助金を支出しておりますところの経理状況の監査について伺いますが、市単独で各種事業団体に補助金を支出している金額は、平成23年度予算

書から拝見した件数で約92件、国・県を合わせると121件、金額で市単独部分が約3億6,700万円、市・国・県合算で約4億6,800万円と、膨大な金額であることは皆様もご承知のとおりでございます。

これまでの監査状況を伺いますと、補助金の場合、内部的監査は行っているが、監査委員が行う場合は必要に応じたところだけ、その都度監査を行う、つまり幹の部分を行うが枝の部分までは時間的に無理があり行っていないようですが、すべては市民の尊い税金であり、監査委員としても税の使途に対し野放しの状態に置くことは、責任上、遺憾の処置であるかのように思います。

本市の場合、監査委員は非常勤であり、時間と余裕があればすべて監査をしたいところと思います。

現在、この補助団体のほかに学校関係・市役所内部の各課・公民館等々、毎日、役所としての支出関係書類は膨大な書類を拝見することになります。非常に手間と時間がかかることは言うまでもありません。ついては、非常勤監査委員から常勤の監査委員を置いて、各種団体の事業に対する補助金の監査も徹底して行い、無理無駄があった場合、廃止するような方策も必要不可欠と思います。

国が補助事業に対し会計検査院を置いているように、本市も支出に対し1円たりとも無駄にならない監査体制を取るべきと思うが、これらに対して当局はどのようなお考えをお持ちなのか、ご所見を伺います。

3つめですけれども、平成24年度新規事業や主な事業について伺います。

今年も既に12月を残し、あと1カ月足らずとなりました。この季節、ぼちぼち24年度の予算査定に取り組んでいるものではないかと推察するところでございます。

市民福祉向上や住民行政サービスといった観点から、新規事業や大規模事業の計画などがあるものかどうか、できる範囲でお答えをいただきたいと思います。

市民の声として今一番求められているものは、人々の交流の場、また、芸術文化発展の場所として文化会館があったらという声が多々聞こえてきますけれども、当局はこれらに対しどのようにお考えなのか、そのご所見を伺います。

次に、災害問題2点について伺います。

(1) 災害時専門知識を持つ職員の育成急務について伺います。

私ども日常生活において天災・人災に悩まされることが多々あります。とりわけ水害は日本の宿命と申せ、毎年ように脅かされております。このような地震や津波を含む大

災害に対し何らかの対策をと申しますが、無論、完璧な対策があれば人類の幸福はまことに大きいと思いますが、いかんせん、完璧な対策方法はないのではと考えるときに、人間の創意と努力により避けることは不可能ではないと思います。

去る3月11日、東日本大震災の教訓から一例を申し上げますと、避難所に避難したら情報が途絶えたり、活動中の消防団などに情報が入らなかったという事例もありました。また、避難勧告や避難指示の遅れも指摘されております。

行政にとって一番の住民サービスは、安全で安心して暮らせる環境づくりと思います。明確な判断基準をもって勧告や指示をする。問題なのは防災についての経験や知識を持っている職員が少ないと言われております。本市の場合も例外でなく、防災の専門知識を身につけた職員を育てるのが急務と思います。災害は人が忘れた頃に起きると言われております。最悪の被災シナリオを常に意識し、その中で被害を最小限化させる職員の育成を含め、これらに対してどのようなお考えなのか、ご所見を伺います。

また、(2)として、幼児を含め児童生徒に対し防災訓練の実践教育に加え、防災を教室で学ぶことも必要不可欠と思いますが、本市の場合はどうに行っているのか、教育長のご所見を伺います。

以上で1回めの質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 15番西村議員の一般質問の1つめ、財政問題の(1)「市税の落ち込みに対する対応について」お答えを致します。

平成22年度市税の調定額・収入済額は、平成21年度と比較して減少しておりますが、これは西村議員がご指摘のとおり、未だかつてない厳しい経済状況による個人所得の落ち込みにより、市民税が減少したためであります。なお、平成23年度市税全体の調定額は、10月末現在では前年度と比較して2,150万円の増となっております。

平成24年度の見通しについてですが、市民税では、年少扶養控除、特定扶養控除の廃止があるため、平成23年度と比較して課税額では約7,000万円の増となる見込であります。また、固定資産税では、平成24年度が評価替の年になっていることから、土地は減額、家屋についても大きな伸びは望めない状況にあります。市税全体としては、今後の経済情勢や制度改正により流動的な部分もありますが、おおむね横ばいで推移していくものと考えております。

収納率は88.61%で前年対比マイナスの0.80ポイントとなっております、減少傾向にあり

ます。

今後、さらに滞納者との交渉を密にし、実態把握に努めるとともに、秋田県滞納整理機構と協力し、悪質滞納者や滞納額100万円以上の大口滞納者に対する取り組みを強化し、税負担の公平性を保ち、貴重な自主財源である市税の確保に努めてまいります。

こうした市税の状況への対応についてであります。地方財政制度の枠組みでは、税収の落ち込みの75%は地方交付税で補てんされます。地方交付税では補てんされない残りの25%への対応が課題になってきますが、これによって市民生活に影響が出ることはないよう努めてまいります。

中長期的な見通しであります。普通交付税の合併算定替えによる加算は、平成27年度以降は段階的に削減され、平成32年度からは合併による恩恵はなくなります。これへの対応が、財政面での課題の一つだと認識しております。

なお、平成19年度からは財政健全化判断比率を議会に報告し、また、市民に公表するなど、財政状況の開示に努めるとともに、指標が一定水準を超えた場合には早期の財政健全化が義務づけられておりますので、財政の健全性を維持しつつも、「潟上市民であることを誇れるまちづくり」の実現に向けて努力していく所存であります。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 15番西村議員の一般質問の財政問題の（2）「各種団体に対する補助金の監査について」お答え致します。

まず、西村議員のご質問にあります常勤監査委員の必要性は認めます。また、各種団体の事業に対する補助金の監査の重要性も、西村議員がご指摘のとおりでございます。

各種団体の事業に対する補助金の監査を徹底して行う必要があることから、常勤の監査委員を設置してはとのご提案であります。平成23年4月1日現在の県内13市のうち、常勤監査委員の設置状況は、設置義務とされる秋田市のほか、能代市・横手市・大仙市の4市で、その他の市は非常勤となっております。また、男鹿市については、平成21年度から常勤から非常勤に変更しております。

本市の監査状況は、二人の監査委員にて例月出納検査、決算審査、定期監査に加え、地方財政健全化法への対応など監査の充実に努めているところではございますが、時間的な制約から財政援助団体個々におよぶ補助金の詳細な監査を実施することは極めて困難な状況でございます。県内の常勤監査委員を設置している他市の監査状況について確認したところ、「監査対象が多く、補助金を詳細に監査することが困難なため、監査委

員が選択して実施している。」とのことでございました。

また、常勤監査委員の職責の重さから専門の有識者を選任するとなると、他市の状況からも人件費が増大となることが予想されます。

以上のことから、補助金の担当部署における申請内容の十分な審査に努めることはもとより、補助金等審査委員会からの補助金見直し計画に基づく整理合理化といった行政改革担当部門との連携をさらに徹底することが最優先課題であると感じております。

なお、将来的には監査体制の充実・強化について広く検討してまいりたいと考えております。

続きまして、財政問題の（３）の「平成24年度新規事業や主な事業計画について」お答え致します。

新規事業や大型事業の計画等についてのご質問ですが、市では来年度の予算編成について現在その作業を進めているところでございます。

継続事業については、平成23年度も昨年度に引き続き幼保一体施設の整備や小中学校の耐震改修といった大型プロジェクトに取り組んでおり、まだ事業着手していないものもありますが、潟上市の未来につながる投資ですので、今後も着実に実施したいと考えております。

新規事業については、総合発展計画の後期基本計画や実施計画を基に、各部局において、これまでの事業進捗状況を見極めながら、諸事業に反映させるよう準備しているところでございます。

大規模事業の計画についてであります。市民の福祉向上や住民サービスの充実はもちろんのこと、市民のみなさんが安心・安全な生活ができるように、それぞれの部署において、市の財政状況や社会経済情勢の動向を加味しながら、市民の皆さんにとって最も重要な施策、行政として最優先で取り組むべき施策について、優先順位を定めながら計画しております。

その中で、個別の事業として、喫緊の課題となっております新庁舎建設に関しては、現在、建設候補地の調査業務を実施している状況であり、今後は、調査結果を踏まえて建設地として適すると判断された場合、新庁舎建設にかかわる予算案を計上することになると考えております。

また、クリーンセンター施設につきましては、国の「循環型社会形成推進交付金」を活用した長寿命化計画を策定中であり、今後、国・県との協議を経て、議会の皆様へご

説明したいと思います。

次に、ご指摘の文化会館については、総合発展計画の中で「市民の芸術文化活動の活性化や生涯学習の拡充、学習成果の発表の場、若者が集える場など市民の多用なニーズに対応できる複合機能を持った施設の整備を検討する」こととしておりますが、文化会館を整備している近隣市町村の状況なども把握しながら、今後も検討を深めていきたいと考えております。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 15番西村武議員の一般質問の2つめ「災害時専門知識を持つ職員の育成急務について」お答え致します。

ご質問の「災害時専門知識を持つ職員の育成急務」につきまして、現状における災害時に関する対応について申し上げたいと思います。

有事の際の国民保護と危機管理に関することにつきましては総務課で、災害の全般に関することについては生活環境課が所管しておりますけれども、ご承知のとおり、自治体においては、災害時においては市民の生命と財産を保護し、被害を最小限にするという責務がございます。このようなことから、行政組織全体にかかわってまいりますことは皆さんご承知のとおりだと思います。

そのような中にありまして、「災害対応」とは広範囲におよぶことから明確な定義はございませんけれども、総じて申し上げますと、「災害発生時において、被害の極限と早期の復旧・復興に執るべき、災害対策本部要員の参集と対策本部の開設、あるいは災害情報の収集・伝達、応急対策の立案・調整、会議の開催、広報、応援部隊等の受け入れのほか、各種災害応急対策の推進などの諸活動のことである。」と認識致しております。

そのように定義をした上で災害対応を適切に進めるための要件としましては、災害対策本部が「活動するための基盤」と「活動能力」という要件が必要になってまいります。このような要件を的確に遂行するため、常に県をはじめとする関係機関からの災害に対する情報を入手し、災害に対応する各部署同士の情報を共有し合い対応してきたところでございます。また、各災害を対象、想定した県主催によります危機管理専門研修等への参加によりまして職員の知識の研鑽と体得に努めているところでございます。

このほか総合防災訓練、あるいは土砂災害避難訓練には住民、消防団はじめ各関係機関だけでなく、各課災害担当職員も参加し、想定される災害の種別、地域の自然的、あ

るいは社会的条件、住民の意識等の把握に努めているところでございます。今後も災害の種別に的確に対応すべく各部署においても引き続き研鑽を積み、関係部署の連携を密にし情報を共有して、災害の未然防止と災害発生時には災害を最小限に食いとどめるような努力をしてまいりたいと考えております。

また、行政改革の一環から庁内に「行政組織機構検討会議」を設置し、組織の再編・見直しの検討を行っておりますけれども、その中では新庁舎建設時には総務課へ新設する「防災対策班」、そういうふうな部門に有事、あるいは危機管理・防災などを一元化することとしております。

いずれ本庁方式となれば、ご指摘の趣旨にあります防災の専門知識を持つ職員、具体的には危機監理官などの育成、あるいは災害時における統括機関の充実についても考慮してまいりたいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 引き続きまして、災害問題の2つめ「児童生徒の防災教育について」お答えをしたいと思います。

防災教育については、潟上市教育委員会で示した「学校防災マニュアルおよび緊急対応マニュアル」に沿って各校で防災計画を作成し、毎年その計画を見直しながら教育計画の中に盛り込んでいるところでございます。そして、そのマニュアルに沿って避難訓練を行っております。今年度はすべての学校で、地震発生からグラウンドへの避難に加え、津波を想定して近くの高台や校舎の2階や3階へ避難しております。実践的な訓練はこのように年2回以上実施しているところでございます。

また、すべての幼稚園、保育園、放課後児童クラブにおいても訓練を実施しているところでございます。

実践的な避難訓練のほかに、学校行事や学級活動の時間、そして授業の中でも様々な視点から防災や地震、津波について学習をしているところでございます。

具体的には10個申し上げたいと思ひます。1つめ、避難訓練の事前事後の指導を通して、「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」の確認と、訓練実施後の自己評価を通しての振り返り学習を行っております。2つめ、防火扉の通過体験を行っております。3つめ、学級活動や総合的な学習の時間で、「自分で自分の命を守る大切さ」や「家族と普段からの災害時の対応について話し合いを行っておくことの大切さ」を学習しております。4つめですが、地震や火災に関するビデオを観て、自分の身の守

り方について考えさせる学習を行っております。5つめですが、事故からケガや自分の身を守るため、校舎内や通学路の危険個所の確認をしたりしています。6つめ、道徳教育における「かけがえのない命」の学習を行っております。7つめ、大震災の新聞記事を取り上げ、平和について考えさせる学習なども行っております。8つめ、地震発生後の土砂崩れ防止のため、県庁の森づくり課の出前授業を活用しての「松林を守れ」の環境教育の実施を行っております。9つめ、「原子力発電のメリット・デメリット」や「エネルギー資源」についての学習も行っております。最後の10番めですが、地震発生のメカニズムなどの学習を行っております。

今後も、今回の東日本大震災の教訓も踏まえまして、園児・児童生徒の発達段階に応じて、「命を守る防災教育」や「防災訓練の実践教育」の充実を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 15番、再質問ありますか。はい、15番。

○15番（西村 武） ただいま懇切丁寧なご答弁をいただきました。そういう中で、第1点めの市税の落ち込みに対しては、23年度は2,150万円ですか、そして24年度は約7,000万の増収が見込まれるということでございます。その後は横ばいというようなこともございますので、私はこういう機会にひとつ、今企業誘致というのは大変難しいわけでございます。秋田県も企業誘致してちょうど今年で50年めになるそうですが、誘致した企業も出て行ったり何かして大変厳しい状況にあるというようなことは、これは新聞報道等でもありますので、私は企業誘致、あるいは内需拡大、地元企業育成、こういうものでこの機会に積極的にそういう戦略を考えまして、そういう地方交付税の落ち込みなどに対する対応なども今から考えておった方がいいんじゃないかと思っておりますけれども、その点、戦略として市長はどのように考えているのか、その点について再度お聞き致します。

それから、2つめですけれども、各種団体に対する補助金の監査ですけれども、これは地方自治法第232条の2で、まず公益上必要がある場合は寄附または補助をすることが市としてできるとなっておりますので、これに基づいて市もその補助金を支援しているわけですが、これに対し、監査委員は市が補助する支出に対して名目、形式のいかんを問わず、実質的に財政援助をしている場合に限り、これはすべて監査の対象になるというようなことなので、できるだけ時間をつくってきちっと無理無駄のないよ

うな監査体制を敷いていただきたいと思います。

ちなみに先ほど秋田県の常勤の監査したところ、置いているところは、秋田市、能代市、横手市、大仙市、こういうご報告がありました。男鹿市の場合も平成17年ころから一度常勤の監査委員を置いて、きちっとそういう補助金の洗い直しをしたと、1回そういうきちっとしたことを行ったというお話もございますので、本市の場合も一遍きちっとした、ここで無理無駄のないようなひとつ体制の中で行政を運営していただいたらなと強く思います。

その点についても、先ほど副市長からは、その常勤の監査委員は認めるということで、本市の場合も期限を切ってそういう常勤の監査委員を置いたらいかがでしょうかということ提言したいと思います。

それと災害問題については、山口部長の方からる答弁がございました。そういう中で、まず本庁ができてその体制をきちんと整えて、そして防災専門の職員を配置するようなご答弁もありました。今、日本の国は、この3月11日の東日本大震災、あるいはその後の台風12号、15号による水害で甚大なる被害を受けておりました。災害は今後も必ずやってくることはこれは間違いありませんので、そのための備えと申しますか、この今、先ほど所管は総務課ということでございますので、この機会にあえてお聞き致しますけれども、担当、その指揮系統ですね、これが当然、市長がとるのではないかと想像致しますけれども、これ誰がとるのか、この機会にはっきりしておきたいと思います。

それと情報発信のための設備の対応。例えば大きな地震が来ると、よく電話が不通になったところは、そういうケースも多々ありますので、そういう設備体制はどうなっているものか。その辺のところもひとつお聞かせいただきたいと思います。

また、当然、この今の東日本大震災では、ここが安全だといってそういうふうに誤解しながら逃げ遅れた方々がそういう被害に遭ったという事例も多々ありますので、本市の場合もハザードマップですか、こういうものもきちっとこの市長の行政報告の中にもありましたように家庭配布されるようですので、ひとつ誤解のないようなきちっとしたものであってほしいと思いますけれども、その辺のところについてもひとつご確認をしておきたいと思います。

また、児童生徒の防災教育につきましては、実践訓練等そういうものを行っている中で座学で防災の教育を行わせているというようなことなので、今後は是非ともひとつそのようにしていただきたいということでございますので、3点についてひとつご答弁を

いただきます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 西村議員の再質問の1点め、市税の落ち込みに対する対応について、企業誘致のお話が出ました。企業誘致については、今15番さんご承知のように、案内のように厳しい状況の中で、なかなか難しいということについては、これはもう我が潟上市全般でなくて全国的な傾向であります。この間、ある企業の方々と懇談する機会がありましたが、金融機関の方でしたけれども、こう発言していました。今は企業誘致の時代ではないんだと。なぜかという、企業は地方に金をかけないんだと言ってますけども、それはそれとして、今15番さんのおっしゃったことについては潟上市のためにも企業誘致については全力を傾けて進めていくという感じですか。

それから、監査制度についてもちょっと副市長が答えました。必要性は認めるということですが、私はこれ15番さんがなぜ常勤監査制度を提案するのか、背景というものを一市長として、市長として考察しなければならないと感じました。今、男鹿市の例も15番さんはおっしゃいましたが、男鹿市でも佐藤市長の場合は常勤監査制度をしております。渡部市長に代わってからはやめたと。やめたけれども、税理士をお願いしていると。月30万くらいです。ほかの常勤監査制度は月50万か60万ということにして、今、副市長も答弁の中で、常勤監査制度をしている中でも監査項目が多くて選択抽出しているというようなことを、そういうことを常勤制度何やってるという感じも受けました。ですから、そういうようなものを含めて、今の背景も含めながら、要は地方公共団体によくある不祥事というものをいかに防ぐかということでございますので、その点をしっかりしながら、仮に私たちはよく不祥事が起きますと、私がやっていることは、まずはこの団体の担当する職員については印鑑と、それから通帳は別々にしなさいと、これ原則やってきました。でも、まだ起きるとのこと。内部監査の、常勤監査制度を行っても抽出よりないとすると、何やるかという、やはり内部、職員がきちっとその指導監督をしていかなきゃならないと。慣れ合いになってはだめだということ。だからこういうものを含めて、もう一回、ふんどしを締め直してこの補助金団体、補助金については、補助金の委員会もありますので、それを踏まえながらやっていくということ。す。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 西村議員の再質問についてお答え申し上げます。

指揮管理系統についてはどのようになっているかというようなことでありますけれど

も、災害については水害あるいは地震災害、その他の災害、様々こうあるわけでございますけれども、市の中では防災計画の中にその指揮命令系統について段階的に示してありますので、それに基づいて出動なり体制を組んでいるということでございます。最終的に、かなりの災害の状態が大規模になりますと、当然まず市長がその本部長となりまして災害の指揮をとるといような形になります。

それから情報の伝達の体制といいますか、その設備についてでございますけれども、これは先にも一般質問でもありましたけれども災害時における無線について充実していかなければならないといようなことで今考えております。といいますのは、なかなか通常の電話設備等では、電気が断線することによりまして通話できないということがありますので、その方法でまず今のところ検討をするところでございます。

それから、ハザードマップについて有効に使えるような形でといようなことでありますけれども、特に船越水道を境とした低部については、十分にそちらの方の方々とハザードマップについても地元にかうおりながら説明会を開いて、その中で様々な情報交換しながら、その中で現在の策定に向けて進んでおりますので、宜しくご理解いただきたいと思ます。

○議長（千田正英） 15番、再々質問ありますか。

○15番（西村 武） ありません。終わります。

○議長（千田正英） これをもって15番西村 武議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は、11時10分から再開します。

午前11時01分 休憩

.....
午前11時12分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き会議を再開します。

19番佐々木嘉一議員の発言を許します。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 19番佐々木嘉一であります。

平成23年第4回定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。また、傍聴者の皆様におかれましても早朝から大変御苦労さんでございます。

さて、今年も早いもので余すところ1カ月となりました。振り返って、今年には歴史に残る災害や事故の多い年となりました。600年ぶりと言われ、想像を超える東日本大震災は、5県43市町村にわたる震災津波被害をもたらしました。また、福島原発事故の

発生、加えて近畿地方の台風12号、15号による水害、土砂災害の発生、電力不足、真夏日という異常気象等々の中において、本市を含め秋田県の場合は比較的恵まれており、幸いであったと思っておるところであります。被災者の方々に改めてお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げたいと存じます。

市政運営につきましては、合併後初めての竣工式となりました食菜館くらら、フットボールセンター、追分保育園の整備というハード事業をはじめ、特に年度内の制定を目指す潟上市自治基本条例の策定は、今後の市政運営と市民によるまちづくりの根幹として行動起案を定めるものでありますので、こうした重要な施行を市民との協働作業によって具体化した有意義な年であったと思う次第であります。ちょっと前段長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

質問は通告によってまいります。まず第1点めは、合併特例債の期間延長と市建設計画についてお伺い致します。

新市潟上市は、合併後7年を経過しようとしています。この間、合併3町の行政運営を基本としながら、合併時、合併推進協議会が策定し合意を得た新市将来像ならびに新市建設計画とあわせて、潟上市総合発展計画に基づき市政は運営されてきております。

その基本は、市の立地、特性を最大限生かし、合併によって生ずるメリットを最大限活用し、市民にとって安心して住みやすい誇りの持てるまちづくりを目指して新市が発足したのであります。

既にご案内のとおりであります。平成の大合併の推進策の一つとして合併された自治体に対し、新市建設計画に基づくハード事業に対し、国では合併特例債を発行し、起債事業の適債性に応じ貸付、償還期間中、その償還額の7割を交付税で補てんするものであります。

市政運営は、基本的には基本構想、基本計画、実施計画、そして当該年度予算に示す方向に沿って運営されるものであります。

本市が合併時に策定されました新市建設計画に計上した合併特例債の総額は約130億、すなわち合併による新たなまちづくりに必要な事業を選択し、事業費を計上したわけですが、合併後の社会経済の変化や真に必要な事業の選択に努め、計画の見直し、事業の廃止、新規事業の実施により今日に至っているものと思います。

しかし、最近、合併特例債適用期間が合併後10年から15年に延長される旨のマスコミ報道がありました。このことについては事実でしょうか、お知らせいただきたいと存じ

ます。

次に、適用期間が5年間延長されたことにより、市が抱えている事業について見直し、あるいは再検討が必要と考えますが、どうでしょうか。

こうした事情からすれば、先般、平成23年3月策定されました潟上市総合発展計画後期計画にかかわる事業のあり方について影響はあるものと考えますが、いかがでしょうか。このことの関連かわかりませんが、最近、大久保地区の踏切の統廃合と大久保の市街地から高速道へのアクセスの充実を図ることから、川向地区から街路計画の延伸についての具体化についての情報が仄聞されます。その整備財源は合併特例債を充当する計画と聞き及んでおります。当該事業は旧昭和町時代からの懸案でありますので、是非実現していただきたいと存じます。

また、合併特例債事業から方向転換したごみ焼却場の整備につきましては、先般、既存施設は築後27年経過し、処理能力の低下と老朽化によりその対策が求められておりましたが、結果として既存施設の延命化対策の検討により対処する旨の方針のようであります。延命化対策により現施設の改良、整備による補助事業の導入方針があるようですが、特例債の期間延長により再検討し、事業実施に向けた各種手続、タイムスケジュールならびに投資財源の経済比較、施設の耐用年数、最終処分場など総合的に検討する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

現ごみ焼却場のことに関しては、今回の定例会における市長の行政報告にも述べられておりますが、新設と延命化対策について、改めて比較検討をすることについてお伺い致します。

また、今後、特例債を予定する事業についての新たな見直しが必要とならないかもあわせてお尋ね致したいと思えます。

次に、都市計画の変更に伴う県との協議についてをお伺い致します。

都市計画法の施行に伴って生ずる県と市町村の関係については、地方分権一括法の趣旨に基づき、その運用は変更され、同意から協議に改められた旨を知りました。このことに関して、それぞれの県によってそのあり方が異なるようではありますが、本県の場合はどのような通達があり、どのように処理されているものかをお伺いしたいわけでありませぬ。

また、関係事務にかかわる権限移譲については、先の開発行為の許可、都市計画法第34条11号の許可、規制緩和においては道路沿線における建築制限の緩和ならびに申請事

務の移譲等があるようであります。さらには、潟上市では、合併前から都市計画法に定める線引き都市廃止を目指し、国・県との協議を重ねて今日に至っております。

都市計画法第15条に規定する市街化区域および市街化調整区域に関する都市計画を定める者は、第1項第1号から5号までは県知事が計画を定めると規定されております。

市では、平成23年度当初予算に潟上市単独都市計画樹立のための調査費として123万2,000円を計上し、市単独の都市計画策定を目指して調査することとしておりますが、現在どのような進捗状況かお尋ね致します。

次に、本市がこれまで取り組んでこられました都市計画については、まずその基盤であります潟上市国土利用計画により森林地域および農業振興地域との調整を図り、潟上市都市計画マスタープランが平成23年3月に策定されました。

既にご案内のとおりであります。マスタープランの内容には本市の都市づくりの方向が示され、交通網を基軸とした都市像、市民生活に基づいた生活拠点、土地利用現況と方向を示したゾーニングが示されました。抽象的ではありますが、潟上市総合発展計画を上位計画として策定されたものであります。マスタープランには施設計画も構想として述べられており、それぞれ事業化に向けて予算化すれば構想が実現するのであります。

また、こうしたマスタープランに基づき施設計画を具体的に事業化するための計画決定と事業実施が都市計画事業の本番となるわけではありますが、本市において、例えば道路整備事業による道路整備と都市計画事業による街路整備事業の区分はどのようになりますでしょうか、お尋ねしたいと存じます。

さらには、二田地区の都市計画区域編入についてマスタープランにありますが、今後の課題として具体化はいつになるのでしょうか、お伺いを致します。

以上、二、三の例を挙げて申し上げましたが、質問の冒頭述べましたとおり、分権一括法によって市はその事務処理、つまり都市計画に関しては今後の取り扱いは従来とはこのように変わったということについて説明をお願いしたいわけであります。

先般、質問の機会にマスタープランの策定、決定に際し、都市計画審議会のあり方と策定委員会のあり方についてお尋ねを致しましたが、理解できませんでした。地方分権一括法の、最近では地方主権一括法となっておりますが、の成立を受けて、本市の都市計画の決定手続のフローを示していただきたいと存じます。いわゆる市自治体の判断と責任において行政を運営する趣旨は異論はありませんが、こうした改革の方向は、地方分権一括法と市の実務上のことと、自治法245条および250条、つまり地方自治体に対する

県の「関与の意義」「関与の方式」とのかかわり部分として質問しておりますので、宜しく願い申し上げます。

以上で終わりますが、地方分権一括法、あるいは地方主権一括法ということで最近変わってきておりますので、その点はひとつご理解のほどをお願い、いろいろ申し上げますけれどもご理解のほどをお願い申し上げます。

以上であります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 19番佐々木議員の合併特例債の期間延長と市建設計画についてお答えを致します。

初めに、合併特例債の適用期間延長を10年間から5年間延長し15年とすることについてお答えを致します。

このたびの法案については、合併特例債を起こすことができる期間を延長する法律案として今国会に提出されておりますが、まだ審議されておられません。したがって内容も含めて現段階では未確定であります。

なお、合併特例債の期限が5年間延びた場合でも、合併による普通交付税算定の特例期間が延びるわけではなく、平成27年以降は額が段階的に削減されます。

また、ごみ焼却場の整備につきましては、これまでの県との協議においては、合併前後においてごみ焼却場を利用する自治体の枠組みが変わっておらず、また、単に老朽化した施設の改修・改築を行うという理由では、合併特例債の活用はできないと指摘されております。

ごみ処理施設の整備計画については、今年2月15日の全員協議会ならびに3月の第1回定例会における社会厚生常任委員会でも質疑されており、その際には新設から延命化への計画変更と合併特例債の活用はできない旨の答弁を行っております。

また、新設と延命化の比較検討につきましては、本年度策定作業を進めております長寿命化計画の中で廃棄物処理に係るライフサイクルコストの比較を行っており、計画策定後に議員の皆様にご説明申し上げます予定であります。

いずれにせよ、法案の審議状況を注視しながら対応してまいりたいと考えています。今のところ、これより答弁できません。

以上であります。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員の一般質問の2つめ「都市計画の変更に伴う県との協議について」お答えを致します。

第1次地方分権一括法による都市計画法の一部改正の概要につきましては、第1に、三大都市圏等大都市およびその周辺の都市に係る都市計画区域において、都道府県が都市計画を決定しようとする際の国土交通大臣の同意を要する協議が不要とされたものでございます。しかしながら、県が策定する都市計画区域マスタープランおよび区域区分すなわち線引きについては、国の利害に重大な関係がある都市計画ということで、今後も国の同意が必要な都市計画決定事項となっております。第2に、市が都市計画を決定しようとする際の都道府県との協議について、大部分がその同意を得ることが不要となりました。以上2点となっております。これにより、今回の改正は市の都市計画決定において県の同意を得る必要がなくなったことが大きなものでございます。

これに対して県からどのような通達があり、どのように処理されたかにつきましては、都市計画法の改正であることから県より特別な通達等はございませんでした。ただし、法改正に伴う都市計画運用指針が改正された旨の通知は、秋田県建設交通部長からありました。この内容は、市町村が都市計画決定する際の知事協議に関する取り扱いを示したものでございます。

次に、潟上市単独都市計画樹立のための調査検討業務委託の現在の状況につきましては、本年3月に策定しました潟上市都市計画マスタープランを作る段階において単独都市計画を目指しましたが、クリアしなければならない様々な課題がありました。その中で、都市計画法第34条第11号の土地利用規制緩和策をとることとなりましたが、いま一度、課題の検証、検討を行い、上位機関との協議資料を作成するものでございます。現在は課題の検証が終わり、県との1回めの協議を行っております。

次に、マスタープランに基づき施設計画を事業化する際に、道路整備事業による道路整備と都市計画事業による街路整備事業の区分につきましては、以前ですと都市計画事業の実施についてはその工種に沿った事業費を当てていましたが、現在では充当する財源の制限はなく、事業主体の裁量で選択することができることとなりました。したがって、都市計画事業とは都市計画決定により将来への整備を約束するもので、整備手法までは限定されるものではございません。

次に、マスタープランにある二田地区の都市計画区域編入の時期につきましては、都市計画マスタープランは長期的な視点に立っており、将来的には潟上市単独の都市計画

区域を目指していることから、現在、都市計画区域外となっている天王・二田地区についても単独都市計画がかなう際には、本市の一体的なまちづくりという観点において都市計画区域もしくは準都市計画区域への編入を検討することを示したものでございます。このことにつきましては、平成22年第4回定例会の佐々木議員の一般質問にもお答えをしております。そのようなことから、現在具体的なスケジュールは立てておりません。

また、マスタープランの策定、決定に際し、都市計画審議会のあり方と策定委員会のあり方について佐々木議員は理解できないとのことですが、このことについても、前にご説明を申し上げてございますけれども再度ご説明申し上げます。

市の都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。「議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想および県が定める都市計画区域の整備、開発および保全の方針に即して定める。」とされております。都市計画決定事項ではないことから、都市計画審議会には諮問ではなく報告とさせていただいたということでございます。

また、同法18条の2第2項において「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」ということにされております。そのことから、住民の代表による策定委員会を発足させ、本市都市計画マスタープランの策定をしたものでございます。佐々木議員におかれましては、都市計画決定が必要な県が策定する都市計画区域マスタープラン、いわゆる区域マスタープランと市町村が策定する市町村マスタープランの2つが存在することをご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、本市の都市計画の決定手順のフローを示していただきたいということでございますが、本市独自の手順フローというものはございません。法に従って手順を実施しております。そのフローは秋田県の都市計画に掲載されております。そのものにつきましては都市建設課の方にそのものがございますので、必要であれば都市計画課の方に寄っていただければ写しを差し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。はい、19番。

○19番（佐々木嘉一） 合併特例債の期間延長については、まだ法案審議中で、その具体的な方向についてはわからないと。いってみれば、今現在、特例債も該当事業についての見直しについてもそのとおりだというふうなことでありますが、最近の新聞を見てい

ますと、例えば合併特例債の期間延長になったことによって、能代市の場合、あるいはにかほ市のごみ焼却場の場合でも、その旨が報道されております。したがって、いずれその後のいわゆる交付税措置についてもどうなるかわかりませんが、いずれその今の制度のままで延伸なるだろうというふうな想定がされますが、その点については法案が審議中ということで明確な答弁が得られないということであればそれはそれでよろしいわけですけれども、いずれ発展計画は、あるいは基本計画そのものについてはそれぞれ文言で処理してありますので、いわゆる実施計画の具体的ないわゆる財政的な裏づけが必要な事業で、それを予算化するといった時点では有利な財源を選択するというふうなことに決まってくるのかなというふうな、そういうふうに理解しております。であります。先の庁舎建設につきましてもいろいろ議論ありました際に、当局の答弁では、実際やらないものを比較検討はしないというふうな、そういうふうな意味の答弁を伺った経緯がございます。このたびもごみ焼却場につきましては、これはもう先ほど答弁のとおり、委員会においてもその旨は一応了解しておりますけれども、いずれ膨大な財源を要する施設改修でありますので、そういうふうなことについてはやはり一銭たりとも、これもまた税金でありますので、どちらが有利かと、いろいろなものを検討しながらやはり比較検討して選択していくというのがやはり事業実施の一つの基本ではないのかなと私はそういうふうに思います。したがって、このたび特例債の延長によってごみは社会形成推進交付金というその事業でやるというふうなことで、その内容につきましては社会、いわゆる循環型社会形成推進交付金というふうな補助事業でやると、そういうことで今延命化するための主要な部分の今仕様書のチェックをしているというふうなことでありますけれども、そのいわゆる補助率は3分の1から2分の1というようなことは、この前、委員会においても伺っておりますし、その3分の1から2分の1についても豪雪地帯というふうな一つの条件をクリアしたと。それから、この事業は普通5万人以上の町村でなければ対象にならないけれども、豪雪地帯というふうなことでこの事業採択が有望であるということのようではありますが、ただし、2分の1、3分の1でありましても、その残りの財源はやはり合併特例債を使うのではないのかなというふうなことになりますと、いわゆる新設と合併特例債を合わせたやはりその事業比較というものが当然出てくるのじゃないのかなと。そんなことで、ひとつ、まだ時間がありますので、ひとつ是非検討していただきたいというふうに思います。

それから、発展計画の中に、先ほど申しあげましたように文章表現の部分があります

が、具体化しますとやはり5年間の特例債の延長になりますと、国の方ではその延長期間中の事業のあり方というものが当然要求されますし、市でも検討しなければならないというふうになると思います。その中で、先ほど具体的に質問したわけではありますが、いわゆる大久保市街地内の踏切の改良と、いわゆる街路の延伸、それについての答えがなかったけれども、いずれ説明会なりそういうものも開いて合併特例債を適用するんだというふうなことも聞いておりますが、いずれ最近は、言ってみれば何と申しますか、補助金の方向も変わりました、言ってみれば目的補助金と申しますか、ひもつき補助金というふうなことでやっていますが、いずれ交付税、交付金化されまして、必ずしも街路事業だから街路事業補助金ではなくて、いろいろ交付金の中でやれると、道路もそのとおりであります。そういうふうに変わってはきておりますが、いずれ合併特例債事業でその事業をやりますと、やはり当然、いわゆるその計画の具体的な変更があるものではないのかなというふうなことであります。いずれその事業については、いずれ事業効果なり投資額そのものを十分検討して具体化すると思っておりますけれども、そうした財源について、やはりこれも合併のメリットではないのかなと私はそう思いますので、そうした面でひとつ具体的なそういうような長期ハード事業についても検討することになるのではないのかなと。まだ法案通ってないということですが、そういう方向でひとつ検討願いたいというふうに思います。

それから、都市計画の変更に伴う県との協議ということですが、いずれ県からは、本県の場合は何ら通知が入ってないというふうな、そういうふうな答弁でありました。他県の例を見ますと2つの例がありまして、協議、同意は、同意っていうのはやはりちゃんとしたこちらの方で手続を経て協議して同意をいただくわけではありますが、その県の同意が協議に変わって、全然その協議はいわゆる国土交通省の運用指針でいいですよというふうなところと、そのある一方では従来の形からやはり同意から計画協議をきちんとして地元の都市計画審議会に諮って、そして知事に回答して決定するというふうな手続でやっているところもあるというふうなことでありますので、その県によってそれぞれが違うということもあります。ですから、秋田県の場合はどうなっているということではなくて、市と県の関係はどういうふうになりますかというふうなことでありますので、そんなに難しい問題ではありません。ただ、地域主権一括法というのが今年の3月と8月にいわゆる法律が変わってきておりますので、その前にいろいろやったことが、そうすれば何に基づくものであったのかなというふうなもの一つ残ります。その場合、

ただ都市計画だけでなく、いろいろなその義務づけ、枠づけ、見直し、あるいは市町村の権限移譲ということでは7項目、全部で9項目くらい、都市計画独自じゃなくて保育園の設置、あるいは公営住宅の入居基準、あるいは公園のバリアフリー化基準、それから未熟児の訪問指導、都市計画の策定、美容店の衛生基準設定、社会福祉法人の設立認可、薬局の開設許可というふうなことが、いわゆる地域主権一括法で市町村へ移ってくると、そういうふうなことで今いわゆるそういうふうな地域主権一括法のいわゆる法律の開設所ができるというふうなことで、私も見ておりませんが、いずれはそういうふうな一つの方向が民主党政権になりまして、いわゆる地方主権改革は一丁目一番地とそういう、知事さんも言うておりますが、そういうことで、やはりその変わってくる基準、枠づけ、義務づけというもの、あるいは権限移譲というものをやはり市としてどのようにとらえてやっていくかというのがこれからの課題になると思いますが、そういうことの一つとして都市計画についての質問をしているわけでありまして。そんなことでひとつ、ただ今そういうふうなことで、やはり将来の地域主権改革によって、一括法の趣旨によってやはり変わってくるというふうなことの中で都市計画はやはり従来どおりでいいのか、全く県の同意から協議、あと運用指針でやっていくのか、その辺がやはりこれからのやはり市の取り組みの問題だなというふうに思いますので、ひとつ宜しくその点の考え方を伺い致します。

まず以上です。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 19番佐々木議員の再質問の1点めの合併特例債の関連について、全体的にまとめてお答え申し上げたいと思います。

今回のこの法律案の概要については、まだ11月1日に国会に提出した段階でして、それがどういうふうに運用されていくのかということについては先ほど市長が答えたとおりでございます。この詳細について全然入ってこない段階でこちらの方で先取りしてやるということについてはいかがなものかということで、もうちょっと時間をいただきたいと、このことを宜しく願い申し上げます。

以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

大久保踏切について答弁なかったと言うんですが、私たちは、大久保踏切は旧昭和時

代からの要望であり、是非実現してほしいという理解で答弁しませんでした。そういう解釈であります。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員の再質問にお答え致します。

都市計画のことでございますけれども、県とのかかわりということになるわけでございますけれども、先ほど来お話をしているところで、今回の改正につきましては県との協議はするということが同意がいなくなったということでございます。その今回の改正の中で、都市計画決定については25項目ございます。それから、都市施設については23項目というものがなくなったということでございます。

この中で特に市独自でやるものについては、市で実際行えると。市で協議だけでいいということになります。例えば公益的なものについては、やはりその県の同意というものが必要になるということで、その部分については都市計画決定にかかわるものであっても県の同意が必要だというふうな解釈ということで、県の方とはそのところはお話をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 19番、再々質問ありますか。

○19番（佐々木嘉一） ただいま丁寧なご答弁ありがとうございました。

そうすれば、大久保踏切と、そのいわゆる街路のことにつきましては、先ほど実施していただきたいという中であつたので、それは実施するということが答弁を控えたということではありますが、私は合併特例債で全部やるのかというふうなことであつたわけです。ですから、さっき質問した、いろいろ関連がありましたように、道路事業でやるのか街路事業でやるのかというふうなこと、あるいは都市計画決定はどうなのか、そういうようなこともあつたわけですが、それらの手続を経なくてもその事業はやれるというふうなことになるのか、あるいは今までの一つの流れがありますので、その辺をお伺いしたわけではありますが、いずれ今はいわゆるその補助金の体制が変わってきておりました交付金事業で何でもやれるというふうな時代ですが、いわゆる例えば街路事業の場合であれば、例えばあそこの橋までの間の計画決定はあつたのかなって私ちょっとわかりませんでしたので、いずれその辺の事業の進め方と財源について伺ったわけがあります。

もう1点は、同意、協議の問題ですが、いずれ先ほど申し上げましたように協議する場合は、あるいは市町村で協議する場合は、国土交通省が出しました運用指針というも

のがありますので、その運用指針でやりますとどうも言ってみればそれに基づいて主体的な、いわゆる市町村の考え方がちょっと薄れてくるというふうな、そういうふうな疑問視する声もありますので、その点を、今協議するわけですが、運用指針に基づいて協議していくというふうなことですか、その辺、その点どうですか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再々質問の大久保踏切ですが、毎度すみませんが、19番さんはこういう質問です。「最近、大久保地区の踏切の統廃合と大久保の市街地から高速道へのアクセスの充実を考えることから、川向地区からの街路計画の延伸についての具体化についての情報が仄聞されます。この整備財源は、合併特例債を充当する計画と聞き及んでいます。」と、こう切ってるんですよ。ですから、その後「当該事業は、旧昭和時代からの懸案でありますので、是非実現していただきたいと存じます。」ということで質問ではないと、こう理解したんです。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 19番佐々木議員にお答えを致します。

今回のこの指針につきましては、あくまでもその指針に則って行うということで県の方から通達が来ておりますので、それに基づいて県の方と協議を進めていくということが前提として県の方もそういう認識で市町村の方に通知を出しているということでございますので、あくまでもその指針に基づいた形での協議というふうな形で県と市町村はとらえているということでございますので、宜しくお願いします。

○19番（佐々木嘉一） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

以上で一般質問はすべて終了しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、12月5日月曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもお疲れさまでした。傍聴者の皆様も大変お疲れさまでした。

午前11時52分 散会

